

契約解除

# 訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

## ■クーリング・オフの手続きの手順

1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。

2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。

4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

## ■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社××××□□営業所  
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、  
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
 栃木県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

## ■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)</li> <li>●特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)</li> <li>●電話勧誘販売</li> <li>●訪問購入(いわゆる訪問買取)</li> </ul> <p>8日間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等)</li> <li>●連鎖販売取引(マルチ商法)</li> </ul> <p>20日間</p>
--	---

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン ☎188(嫌や! 悪質商法!)

宇都宮市消費生活センター 028-616-1547	那須塩原市消費生活センター 0287-63-7900
足利市消費生活センター 0284-73-1211	さくら市消費生活センター 028-681-2575
栃木市消費生活センター 0282-23-8899	那須烏山市消費生活センター 0287-83-1014
佐野市消費生活センター 0283-20-3015	下野市消費生活センター 0285-44-4883
鹿沼市消費生活センター 0289-63-3313	上三川町消費生活センター 0285-56-9153
日光市消費生活センター 0288-22-4743	芳賀地区消費生活センター 0285-81-3881 (益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)
小山市消費生活センター 0285-22-3711	壬生町消費生活センター 0282-82-1106
真岡市消費生活センター 0285-84-7830	野木町消費生活センター 0280-23-1333
大田原市消費生活センター 0287-23-6236 (大田原市・那珂川町)	高根沢町消費生活センター 028-675-3000
矢板市消費生活センター 0287-43-3621 (矢板市・塩谷町)	那須町消費生活センター 0287-72-6937
	栃木県消費生活センター 028-625-2227

# きっかけはSNS!? それ、悪質商法かも!

関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン



BOKU KAMOKAMO...  
©YUKI ISHII



お近くの消費生活相談窓口につながります 消費者ホットライン ☎188

☎028-625-2227  
栃木県消費生活センター



栃木県 消費生活 検索





# ウマイ話には裏があるかも…!



# 困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

## マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



**カモにならないために…**

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達から誘われても、きっぱりと断る!

**こんな目にあってしまうかも…**

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

## 美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



**カモにならないために…**

- 「今日決めるなら割引き」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

## アポイントメントセールス

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。



**カモにならないために…**

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

**こんな手口にも注意!**

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか**」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

## 定期購入に関するトラブル

SNS広告等を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが多く見られます。



**カモにならないために…**

- ネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になっていないか、契約内容をよく確認する。
- 解約や返品条件は、注文前に必ず確認する。

